

令和 3 年 6 月 18 日現在

機関番号：82723

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2018～2020

課題番号：18K01290

研究課題名（和文）海洋法秩序における地域主義の意義と限界 - 海洋安全保障の関係を中心に

研究課題名（英文）The Significance and the Limits of Regionalism in Maritime Legal Order

研究代表者

石井 由梨佳 (Ishii, Yurika)

防衛大学校（総合教育学群、人文社会科学群、応用科学群、電気情報学群及びシステム工学群）・人文社会科学群・准教授

研究者番号：80582890

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,300,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は海洋法秩序における地域主義（regionalism）の意義を、理論的、かつ、実証的に検討することを目的とする。本研究はこれまでの海洋法の実証研究で十分に解明されてこなかった、欧米以外の地域に固有の理論及び事例の研究を中心に行うことによって、国連海洋法条約の下における海洋安全保障理論の基礎を提供するものである。

科研費交付期間中は、特に日本の海洋安全保障と海洋法の発展、南シナ海と東シナ海地域の国際関係と国際法との関係、トルコ、イラン、ベネズエラなど、国連海洋法条約以外の国の挑発的行為を支える法的論理などに焦点を当てて研究を行い、関連する書籍、論文を執筆した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

海洋法秩序は、その性質上、規範の普遍性や一般性を重視する。それゆえに海洋をめぐる国際紛争の法的構造を分析するにあたっては、各国の特殊性は捨象されることが多い。それに対して、地域主義は地域固有の社会的、歴史的、政治的な背景を基にした連帯感情、共通利益を重視して、その自主性を保ちながら国家間の協力を促進しようとする。本研究は、地域の特殊性が海洋利用政策と密接に結びついていることに鑑み、海洋法研究において地域主義がどのような意義と限界を有するかを明らかにすることを試みた。本研究の成果は、東アジアの特殊な政治環境にある日本が、今後海洋安全保障や海洋法政策を決定する上で有意義なものと考えられる。

研究成果の概要（英文）：This research examines the significance of the regionalism in the law of the sea from theoretical and positivistic perspectives. This research focuses on regional-specific theories and cases beyond Europe and the United States. In the end, it aims to provide the theoretical basis of maritime security studies.

The research specifically dealt with (1) the development of Japanese maritime security and law of the sea, (2) regional relations in the South China Sea and East China Sea and the relevance of international law, (3) the legal logics that support provocative actions by non-member states of UNCLOS such as Turkey, Iran and Venezuela.

研究分野：国際法

キーワード：国際法 海洋法 国際政治 地域政治 地域主義 東シナ海 南シナ海 安全保障

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

海洋法秩序は、その性質上、規範の普遍性や一般性を重視する。それゆえに海洋をめぐる国際紛争の法的構造を分析するにあっても、各国の特殊性は捨象されることが多い。それに対して、地域主義は地域固有の社会的、歴史的、政治的な背景を基にした連帯感情、共通利益を重視して、その自主性を保ちながら国家間の協力を促進しようとする原則である。本研究は、地域の特殊性が海洋利用政策と密接に結びついていることに鑑み、海洋法研究において地域主義がどのような意義と限界を有するかを明らかにするものである。

国際法一般においては、地域主義を法規範の解釈に反映させる地域国際法 (regional international law) の研究が蓄積されてきた。地域国際法の形成は、その地域を巡る国際政治情勢と密接不可分な関係にある。しかし、地域国際法に関する先行研究では専ら各地域内部の国家間関係に焦点が当てられており、海洋法については殆ど関心が払われてこなかった。しかし、国家が海洋を巡る紛争の解決のために、どのような行動をするか、また、相手国の行動をどこまで許容するかは、各国の力関係を直接的に反映するものである。従って海洋法の形成や実施においても、地域主義が密接に関連するのである。

海洋法と国際政治 (特に安全保障) を接合させる先行研究は存在する。しかし、それらは次のような限界を有している。

第一に、海洋安全保障に関する研究は、1960年代から特に米国、英国、豪州の研究者を中心として行われてきた。しかしこれらは海軍力を保有している海洋利用国の主張を無批判に正当化する傾向が強く、一般的な国際法構想としては限界を有していた。これらは地域主義に関して特別な検討は行っていないが、海洋の利用を国家間紛争が、沿岸国の権益を広く主張する途上国の間において起きていることを踏まえるならば、これらの理論のみに基づいて本研究の問いに応えることには困難がある。

第二に、国連海洋法条約とそれを補完する様々な海洋関連の条約の規律は、従来の航行の自由や天然資源の開発に加えて、航行の安全、環境保護、天然資源の保護など、各国間の協力が必要不可欠な領域に及んでいる。各地域に固有の政策や方針も、海洋法一般における国家の権利義務と密接な関連を有していると考えられる。それらを契機とした沿岸国の権限拡大と地域主義がどのように関連するかについて議論は収斂しておらず、とりわけ、冷戦期に展開された海洋安全保障研究は、この点については全く考察を行っていない。

申請者は海洋安全保障と国連海洋法条約体制との関係を基軸とした研究に一貫して取り組んできたが、その中で、沿岸国の権利義務に関する具体的な国際法規則の解釈適用をする際には、地域主義を国際法上どのように位置づけるのかという理論的な問題が避けて通れないことを認識するようになった。申請者がこれまで行ってきた研究は、個別の海洋法規則の解釈が中心であり、海洋法と地域主義の一般的性質にまで踏み込むことはできなかった。本研究は、このような限界を克服して先行研究の間隙を埋めようとするものである。

2. 研究の目的

上記の状況を踏まえ、本研究では (1) 地域主義と国連海洋法条約との関係を理論的に基礎づけた上で、(2) 地域主義の海洋法上の基盤、その具体的内実と外延、及び、時間的、地理的適用範囲を明らかにすることを目的とした。

3. 研究の方法

期間中は実証研究を中心的に行った。調査対象としては、先行研究でも十分な注意が払われてきたわけではなかったが、一定の先例価値がある諸国家の国家実行を検討する。具体的には、海洋自由の原則を掲げる外洋に進出する能力のある国を除外し、むしろ、

自国沿岸域で国連海洋法条約に定められた権限を越えた権限主張を行う国や地域を調査の対象とする。具体的には、カリブ海、その他のラテンアメリカ諸国の沿岸部、南シナ海、ペルシャ湾、カスピ海、トルコ・ギリシャ間海域、インドネシア・マレーシア海域、インド・パキスタン間海域、ガイアナ・スリナム間海域を巡る沿岸国の海洋利用をその対象に含めた。

具体的には対象とする関係国が、どのような海洋政策を取ってきたのか、それがどのような論理に基づき、どのような射程において行われてきたかを実証的に分析する。具体的には、沿岸国の権限拡張に関して地域主義の影響が見受けられた地域(ラテンアメリカ諸国、南シナ海沿岸国、インドネシア海、カリブ海沿岸国、地中海沿岸国)の各沿岸国について、各国法令の制定過程、その趣旨目的、制定を主導した国内の政治動態や社会的背景、制定後の運用過程、実施のメカニズム等を、一次資料と有益な二次資料を中心にして調査する。また、少なくともトルコ・ギリシャ間、及び、インドネシア・マレーシア間には、海上信頼醸成措置の一環として行動規範合意が締結されていることから、その締結の経緯や権利義務の射程についても調査を行った。

コロナの影響で当初予定していたようには進まなかったが、下記の通り、論文を執筆し、研究会等で報告する機会を得た。

4. 研究成果

主要刊行物

“A Critique Against the Concept of Mid-Ocean Archipelago,” in Dai Tamada & Keyuan Zou (eds.), *Implementation of the United Nations Convention on the Law of the Sea* 133 - 147 2021年4月 査読有り招待有り

“Maritime Confidence-Building Measures and the Code of Conduct at Sea,” Bansal, Alok Goel, Deeksha Siddharth Singh (eds), *UNCLOS: Solutions for Managing the Maritime Global Commons* 177 - 194 2021年1月 招待有り

“The Myth of the Integrity and Universality of Law of the Sea: Incidents at Sea by Non-Parties of UNCLOS,” *Indonesian Journal of International Law* 17(4) 519 - 540 2020年12月 査読有り

“Relevant Coasts and Relevant Area in the Maritime Delimitation of the EEZ and Continental Shelf,” *Ocean Development & International Law* 51(4) 307 - 329 2020年11月2日 査読有り

「排他的経済水域における石油及び燃油の瀬取りに対する沿岸国の管轄権」浅田 正彦=桐山 孝信=徳川 信治=西村 智朗=樋口 一彦『現代国際法の潮流 I-総論、法源・条約、機構・経済、海洋、南極・宇宙』1 375 - 389 2020年11月 招待有り

“Nicaragua v. Honduras: A Case Summary for the Maritime Dispute Resolution Project Round II” *Maritime Dispute Resolution Project* <https://usali.org/law-of-the-sea-case-studies> 2020年9月 招待有り

「海底ケーブルの保護についての機能的アプローチの意義と限界」『国際法研究』8 51 - 71 2020年3月

「排他的経済水域における妥当な考慮義務」『国際法研究』7 115 - 144 2019年3月 招待有り

“The ‘Due Regard’ Obligation and the Peaceful and Economic Uses of the EEZ other than Fisheries,” *International Journal of Marine and Coastal Law* 34 73 - 88 2019年2月

その他の成果は <https://researchmap.jp/read0143836> に記載している。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計8件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 石井由梨佳	4. 巻 8
2. 論文標題 海底ケーブルの保護についての機能的アプローチの意義と限界	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 国際法研究	6. 最初と最後の頁 51 - 71
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 Yurika Ishii	4. 巻 58(6)
2. 論文標題 Case Concerning the Detention of Three Ukrainian Naval Vessels (Ukraine v. Russian Federation): Provisional Measures Order (ITLOS)	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 International Legal Materials	6. 最初と最後の頁 1147 - 1150
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.1017/ilm.2019.48	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 石井由梨佳	4. 巻 7
2. 論文標題 排他的経済水域における妥当な考慮義務	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 国際法研究	6. 最初と最後の頁 115-141
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 Yurika Ishii	4. 巻 34
2. 論文標題 The 'Due Regard' Obligation and the Peaceful and Economic Uses of the EEZ other than Fisheries	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 International Journal of Marine and Coastal Law	6. 最初と最後の頁 73-88
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.1163/15718085-23341042	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石井由梨佳	4. 巻 674
2. 論文標題 海上不法移民に対する「押しし」措置	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 国際問題	6. 最初と最後の頁 26-37
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Ishii Yurika	4. 巻 N/A
2. 論文標題 A Critique Against the Concept of Mid-Ocean Archipelago	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 Dai Tamada & Keyuan Zou (eds.), Implementation of the United Nations Convention on the Law of the Sea	6. 最初と最後の頁 133-147
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.1007/978-981-33-6954-2_8	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Ishii Yurika	4. 巻 17
2. 論文標題 The Myth of the Integrity and Universality of Law of the Sea: Incidents at Sea by Non-Parties of UNCLOS	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 Indonesian Journal of International Law	6. 最初と最後の頁 519 - 540
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 Ishii Yurika	4. 巻 51
2. 論文標題 Relevant Coasts and Relevant Area in the Maritime Delimitation of the EEZ and Continental Shelf	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 Ocean Development & International Law	6. 最初と最後の頁 307 - 329
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.1080/00908320.2020.1805166	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計8件（うち招待講演 8件 / うち国際学会 8件）

1. 発表者名 Yurika Ishii
2. 発表標題 Case Comment: ICJ, Territorial and Maritime Boundary Dispute (Nicaragua v. Honduras, 2007)
3. 学会等名 USALI Maritime Dispute Resolution Project Workshop (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 Yurika Ishii
2. 発表標題 Obligation in Undelimited Areas: The Case of East Mediterranean Sea
3. 学会等名 The 25th Anniversary of UNCLOS (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 Yurika Ishii
2. 発表標題 Illegal Bunkering and Informal Lawmaking at Sea
3. 学会等名 Informal Lawmaking in the Law of the Sea (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Yurika Ishii
2. 発表標題 A Critique against the Concept of Mid-Ocean Archipelago
3. 学会等名 UNCLOS & Artificial Islands beyond National Jurisdiction (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Yurika Ishii
2. 発表標題 The Invention of Universality
3. 学会等名 European Society of International Law Annual Conference (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Yurika Ishii
2. 発表標題 "Push-Back Operations" Against Migrants at Sea in Asia
3. 学会等名 Peace and Security at Sea (PaSS) Spring School (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Yurika Ishii
2. 発表標題 Maritime Militia ? An Asian Perspective
3. 学会等名 Peace and Security at Sea (PaSS) Spring School (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Yurika Ishii
2. 発表標題 Grey Zone/Low Intensity Conflicts in Asia
3. 学会等名 Legal Paradigms Governing the Use of Force at Sea (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------